

盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例及び盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

平成11年6月2日

〈財政部・下水道部〉

第1 改正の趣旨

市税に係る延滞金の割合の一部改正の例により、盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例及び盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に係る延滞金の割合についての特例措置を講じるものである。

第2 改正内容について

改 正 内 容	適 用 関 係
<p>1 市税外歳入（第3条関係）及び下水道事業受益者負担金（第12条関係）に係る延滞金の割合について</p> <p>現下の金利情勢等を勘案し、暫定的な措置として、延滞金（年7.25パーセントの割合の部分に限る。）の割合について、各年の前年の11月末日の公定歩合に年4パーセントを加算した割合が年7.25パーセントに満たない場合には、その年内においては、当該公定歩合に年4パーセントを加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする特例措置を講じる。</p>	<p>平成12年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用</p>

第3 施行期日

平成12年1月1日から施行する。